

貸切バスの新たな運賃・料金制度の移行に伴う経過措置(案)

以下の措置を通達に明記することとする。

1. 一般貸切旅客自動車運送事業の運賃及び料金変更届出書に記載された運賃・料金の実施予定日までに入札制による価格決定方式を採用している運送申込者を含む運送申込者と合意又は運送契約を締結した運賃・料金については、従前の運賃・料金を基準とした額を適用することとする。

<趣旨>

新しい貸切バスの運賃・料金の届出に際し、貸切バス事業者が新運賃・料金を適用するための届出書に記載する実施予定日までに、落札した運賃・料金や旅行会社等と締結した運賃・料金については、旧運賃・料金を適用する。

2. 上記により従前の運賃・料金を基準とした額を適用した運賃・料金については、運送申込書の備考欄に旧運賃を適用した旨を記載することとする。

<趣旨>

旧運賃・料金を適用した場合には、運送申込書・引受書の備考欄に「旧運賃を適用」と記載させる。